

(様式第1号)

平成26年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成26年8月20日(水) 10:00～12:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター セミナー室
出席者	出席 会長 柳屋孝安 副会長 中里英樹 委員 高田昌代, 武本夕香子, 船橋久郎, 浅野理恵子, 岩尾實, 辻原永子, 中山克彦 欠席委員 宮本由紀子 (敬称略)
事務局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進課 和泉課長, 小杉係長, 林, 松原
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	2人

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

- ・第3次芦屋市男女共同参画行動計画に基づく25年度実績報告・26年度実施計画(案)について
- ・芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画 評価方法について

(3) その他

2 提出資料

- ・第3次芦屋市男女共同参画行動計画進行管理調書(案)
- ・資料1～2 平成25年度施策体系別の評価一覧
- ・資料3 数値目標
- ・資料4 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画 評価(案)

3 審議経過

＝開会＝

事務局／和泉：定刻となりましたので、ただ今から、平成26年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきたいと思います。

会議に先立ちまして、今年度第1回目ということですので、審議会についてのご説明を先にさせていただきたいと思います。この審議会は、平成21年4月に「芦屋市男女共同参画推進条例」が施行され、それに伴い、芦屋市の附属機関として「男女共同参画の推進に関する事項の調査審議」を行うための機関として設置されました。委員の皆様のご任期につきましては、平成27年3月31日、今年度の終わりまでとなっております。

それからこの審議会と合わせまして、庁内組織でも男女共同参画の施策を総合的に推進する機関があり、「男女共同参画推進本部」という形で、市長を本部長とし施策の推進を図っていくという組織でございます。本日の会議につきましても、推進本部に報告させていただきまして、推進を図らせていただきたいと思います。

会議の公開についてですが、芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき、会議は基本公開という形になってございます。ただ、個人情報等を扱うような場合につきましては、個人情報等の非公開についてお諮りさせていただきますが、今回の内容につきましては、非公開事項はございませんので、原則どおり公開にさせていただきたいと思っております。公開に当たりまして会議録も公開になりますので、録音をさせていただくということと、会議録の公表につきましても、ご発言をされる委員の皆様のお名前も公表になりますのでその点も併せてご了解いただきたいと思います。

本日、傍聴につきましては、2名の方が来られており、後程お入りいただきます。遅れて傍聴ということで追加の方が来られるかもわかりませんが、そのときは会議の中でお諮りさせていただいて、中に入れていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

以上で審議会についての説明をさせていただきました。続きまして委員の皆様のご紹介ですが、皆様につきましては昨年度に委嘱をさせていただいてご就任いただいております。本日につきましては、委員名簿を資料につけさせていただいており、そちらでご確認ということで紹介に代えさせていただきたいと思っております。宮本委員につきましては、本日はご欠席ということで、事前にご連絡をいただいております。事務局ですけれども、この4月に人事異動がございまして、一部職員が入れ替わっておりますので、事務局についての自己紹介をさせていただきたいと思っております。

【事務局紹介】

事務局／和泉：では傍聴の方にお入りいただきたいと思います。少しお待ちください。

【傍聴者入場】

事務局／和泉：それでは会議開催に当たりまして、柳屋会長から挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

柳屋会長：皆様おはようございます。平成26年度第1回目ということですが、昨年度2回行っているの、本日第3回目ということになろうかと思っておりますので、ある程度新任の委員の方もいろいろ御理解いただけているのではないかと思います。本日はすでに事務局からお知らせをいただいておりますように、第3次芦屋市男女共同参画行動計画に基づく25年度実績報告と26年度実施計画についてご意見をいただくということ、2つ目が芦屋市DV対策基本計画の中間報告についてどういうふうに評価するかについてご意見をいただきたいと思います。この2点について今日は貴重なご意見をいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

前回の審議会以来、半年ぐらい経っておりますが、相変わらず男女共同参画・DVに関する報道とか、たくさん出ております。毎日のように報道されているところでして、こういう仕事に携わっているおかげかどうかわかりませんが、だいたい記事それぞれについて、これは男女共同参画に係る問題かなとか、これはDVだなとい

うことが最近ようやく分かるようになってきたというところですが、ご存じのとおり政治のレベルでは安倍政権がアベノミクスで、女性を活用しようといろんな目標を掲げているところですし、経済の分野でも出産・育児で退職した女性を職場に戻すことに関していろんな力を入れてくれということが記事で見かけることもあります。社会面ではDVの問題について報道がございましたけれど、警察庁に持ち込まれたDV相談の件数が女性からは約46,000件、男性からは約3,500件といたしましたか、男女で大きな差があり、女性からの相談が増えたように感じるかもしれませんが、かなりの数で相談が出てきているということです。ただ、その記事は男性からのDV相談が非常に増えているということが書かれておまして、2001年にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が制定された年は男性からの相談は60件程度だったそうですが、昨年度は3,500件の相談だったということです。男性からの相談などを踏まえるとDVの問題が表面化しているのではと思います。掛け声は非常にいいのですが、実態はそうそう改善されているわけではないということがいえるのではないかと思います。やはり芦屋市を含めて地道な努力が必要ではないかなと思います。この審議会はそういう地道な努力の中で非常に大きな役割をもっているというふうに私は理解しておりますので、過去もこの審議会の委員の皆様から貴重な意見をいただきましたので、今回も是非、貴重なご意見いただけると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局／和泉：ありがとうございます。では会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

柳屋会長：それでは先ほど申しましたとおり、まず第1番目の議事といたしまして、第3次芦屋市男女共同参画行動計画に基づく25年度実績報告書と26年度実施計画書（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局／和泉：わかりました。

【資料の確認】

平成25年度事業実施実績並びに平成26年度実施計画（案）について説明させていただきます。最初に全体像を見ていただいてから、個別の事業の説明に入らせていただきたいと思います。当日配布資料1と2を見ていただけますでしょうか。5つの基本目標、15の基本課題のそれぞれについて、施策数、事業数、所管評価と部長評価でのそれぞれA・B・C評価数と各事業数に対する割合を一覧表にしたものが資料1です。資料2はそれをグラフ化したものになります。今年度の評価ですが、所管評価と部長評価はすべて一致した状態で報告が上がってきました。グラフの見方ですが、棒グラフになっていて、棒グラフの下からA評価、真ん中がB評価、一番上がC評価というように積み上げる形で表示させていただいています。第2次行動計画から第3次行動計画に引き継ぐ際に、事業をかなり精査して数を減らしております。事業数が少ないので、たとえば事業が2つしかないような基本課題ですと、1つ評価が違えば、0%か50%か100%かという大きなざっくりとした形での表示になってしまいますので、見え方の問題というのもあるかと思いますが、まずは全体像の把握ということですのでこの評価数を持ってグラフ化をさせていただきました。その点ご了解いただいたうえでご覧いただければと思います。

(資料1, 2の説明)

ここまで全体像を見ていただいた上で、数値目標をこの計画では挙げているのですが、数値目標を挙げた事業の中で、抜粋したものを説明させていただきたいと思えます。事前配布資料の実績報告書と資料3を見ていただきながらご説明させていただきたいと思えます。No.1「男女共同参画推進条例の認知度」で、平成23年の市民意識調査では36.1%でした。次回市民意識調査が平成28年度に予定されていますので、比較できる数値というのはそのときに得られますが、それまでは男女共同参画センターで実施している講座や映画会などのイベントの時に、参加者アンケートを取らせていただき、そこに条例を知っていますかという項目を入れています。その数値を参考までに記載させていただいております。それが32.2%という数値です。市民意識調査の対象者とは条件が異なりますので、一概に比較はできないと思えますが、32.2%という低い数値のため、条例の周知・啓発には力を入れる必要があるのではと思っております。

続きまして、同じくNo.1「市広報紙への啓発記事の掲載」で、25年度の実績は年5回の記事の掲載になりました。内容は6月に男女共同参画週間に関する啓発記事、11月にDV防止の啓発に関する記事、2月には3月に行う男女共同参画フェスタに合わせた啓発記事というのを定例的に3回載せています。それとは別に25年度の限定記事になるかと思うのですが、男女共同参画センターが移転したことに関する記事と第3次ウィザス・プランを策定したという記事2回を合わせ、合計5回を掲載いたしました。計画策定時(平成23年度)は年7回記事を掲載していたので、数字的に減っており、C評価とさせていただきました。26年度の目標は、記事の掲載と挙げていますが、今年度はシリーズものみたいな形で定例的な記事が掲載できないかと内部で検討しております。

続きまして、No.2「男女共同参画に関する職員研修の実施」ということで、25年度は新任研修と全体研修を合同で実施させていただき、1回という実績になります。研修内容は、「DVに関する基礎知識と現状」でさせていただきました。年2回の目標に対し、実績が1回ということになりますが、受講対象者を新入職員だけではなく、全職員対象と広げておりますので、総合的に見てB評価にさせていただきました。26年度の目標は、10月27日に新任職員研修を実施する予定となっております。全体研修の目標としては、今年度は男女共同参画週間の記念事業である映画会を職員全体研修と位置づけて職員の出席を促し、研修として実施をしました。これは6月26日に実施済みです。

続きまして、No.7「啓発リーフレットの作成・配布」になります。これは、平成25年度は情報収集というところで終わっております。目標が平成27年度に作成して配布をするということになっておりますので、26年度中に内容の検討を考えております。具体的には、これから子育てをしていく親御さんに、男の子だからこうしなさい・女の子だからこうしなさいとかというような意識を持たずに子育てをする・子ども

と接していくというような内容を載せて、男女差別をしない子育てができるような働きかけができないかなということ、例えば乳児検診の時に渡せるものとか母子手帳を渡す時に副本と一緒に渡しているのですが、副本は市で作っておりますのでページを増刷して、そういう内容の記事を載せることができないかと、関係課と調整をしている状況です。

続きまして、No.8「市附属機関等における女性委員の割合」、これは平成24年4月1日時点では33.8%でした。最新の調査結果というのが平成26年2月1日時点のもので37.1%、数値的に33.8%を超えておりますので、A評価とさせていただきます。

次のNo.10「市の主査級以上に占める女性職員の割合」で、23年4月1日時点では24.6%でしたが、25年4月1日時点では28.6%になっていて、数値的に上がっておりますのでA評価とさせていただきます。

続きまして、No.14「女性のための就労相談」で、これはこども課において、母子家庭の経済的支援ということで児童扶養手当という制度がありますが、この児童扶養手当受給者を対象として就労支援・自立支援プログラム策定事業という事業があります。母子自立支援員が児童扶養手当受給者の持っているスキル・資格・希望をお伺いし、ハローワークにつないで就労支援をするという事業ですが、8月に児童扶養手当の現況届提出のため必ず窓口に来ていただくので、その時に平成25年度からハローワークの支援員に2日間だけ役所に来ていただき、情報提供をしていただく就労支援・相談を行いました。そこからもっと具体的に就職活動したいという方には自立支援プログラムにつなぎ、ハローワークでの実際的な仕事探しという形で、取り組みを始めたところですが、実績としては、26人がハローワーク就労相談・出張相談を受け、そのうち具体的に活動したいということで5人が自立支援プログラムに進まれました。その中で実際に就職された方が3人いらっしゃいました。他には、経済課でやっている再就職セミナーというものがありますが、以前から継続して行っている事業でございます。評価につきましては新しいことを取り入れて行っているのでA評価でもいいのかと思ったのですが、所管としては、従来からの取り組みである自立支援プログラム策定事業にプラス就労相談というのが、どの程度定着するのか見極めがわからないとして、今年度についてはB評価とさせていただきます。

続きまして、No.22「保育所入所定員」は、待機児童の解消に向けた取り組みで、保育所関係の事業になります。25年度末時点で、924人の定員の保育所ができております。今年度も既に新しい保育所が一か所増えており、定員は26年度で995人になっています。1,000人以上という目標を挙げており、ほぼ達成間違いのないことですが、数値的には超えておりませんので、B評価にしております。26年度の目標は、待機児童を解消するために小規模保育事業等の実施と書かれております。認可保育所をまた新たに作るというのは、基準が厳しかったりしますので、小規模保育事業という形でできたらと、それに向けて協議調整を図っているところです。

続きまして、No.23「土日開催事業の実施」は、平成23年度では年2回でしたがその後増えており、平成25年度は年9回実施をしました。男女共同参画推進課の主

催・共催による事業が6回と、こども課の実績は3回やっており、合わせて9回土曜日の事業を実施しました。こちらは回数が増えておりますのでA評価とさせていただきます。

続きまして、No.5 1「病児・病後児保育の実施」です。平成23年度の時点では病後児保育が市立芦屋病院で一か所開設、開設されておりました。平成25年7月に同じ芦屋病院の施設内で、病児保育も開始されています。この時点で目標は達成していませんが、評価はB評価になっています。なぜかと言いますと、所管課としては芦屋病院というのは立地条件で1施設しかないとのことで、トータルのニーズは充足している状況ではありますが、やはり利用者の利便性の点からみますと、まだまだ課題があるのかなというところで、B評価としております。26年度の実施目標としては、拡充が少しでもできないかなということで、現在、市北部に芦屋病院が一か所ありますが、市南部でも事業の展開についての取組みを始めたということです。

最後ですが、No.6 4「男女共同参画センターの利用人数」です。事業的には新しいセンターに移転して、毎週土曜日の開館を実施したということで、25年度のセンターの利用者数ですが、5,400人となっております。目標の5,000人を上回っており、このままずっと維持していけば目標達成する見込みであり、A評価にしております。土曜日の開館も実施しておりますので、ご利用しやすい状況となっているのかなと思います。今年度はセンターの安定的な運営と合わせ、土曜開館についてなかなか周知できていないところがありますので、周知していこうとしております。

以上が平成25年度の実績報告と26年度の実施計画で、説明を終わらせていただきます。

柳屋会長：どうもありがとうございました。昨年度から29年度まで5年計画で第3次行動計画を作られたわけですがけれども、フォーマットを簡素化していただき、それに基づいて評価をしていただき、全般で説明していただきました。何かご意見・ご質問等ありましたら委員の先生方よろしくお願ひいたします。

武本委員：No.6 4の「芦屋市男女共同参画センターの年間利用人数」ですが、利用というのはどのようなことを利用というのでしょうか。

事務局／和泉：こちらで計上している5,400人は、ここの部屋貸しをしているのですが、その利用者数と、お隣のオープンスペース、団体交流スペースということで、(男女共同参画センター登録団体に)無料開放しているスペースですが、そこを利用された人数になります。

武本委員：会議とか、お子さんと遊んだり、そういうことはされていますか。

事務局／和泉：会議やイベントで使っていただいておりますので、そういったものも併せて計上しています。

武本委員：No.2 3とNo.6 4について、現状よりも目標がかなり控えめな点についてはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

事務局／和泉：計画を作った時点ではこういう形だったのですが、実際に25年度の実施状況を拾ってみると、(No.2 3「土日開催事業の実施」については)年9回もやっていたということです。

武本委員：平均的なところからすると、25年度に突出した数字がある項目がこういうふうにとどきあるということですか。

事務局／和泉：事業につきましては、恒例的にやるような形で考えておりますので、この数字を維持していく形になるのかなと思いますし、なるべく土曜日の開催ということで予定するようにしております。

武本委員：だとすると、目標をもうちょっと上げていただいた方がいいのではないのでしょうか。

柳屋会長：ある程度目標を達成されたら、次の新しい目標を作り直すことはありますか。

事務局／和泉：計画は完成していますので、前年度の比較という部分を見ながら、評価していきたいと思っております。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

中山委員：No.2とNo.3に関連しますが、新任職員研修のところ、教職員研修のところは初任者研修となっているが、これは言葉の使い分けをされているのですか。

事務局／和泉：新任職員というのは、新しく入った職員ということで、教職員につきましては県から先生方が来られますので、異動などもあります。芦屋市で（新しく）先生をされる方が対象になってくるかなと思います。

中山委員：芦屋独特の研修をされるのですか。

事務局／和泉：そうです、教育委員会でやっております。

中山委員：もう1つ全体通して、評価の仕方回数などが増えれば、CからBに上がるとか、BからAに上がるとかが一般的にされていますが、その中身や内容で例えばある事業を行って、実績というか効果というか、これらについての評価というのは別にされていますか。今の説明の中で関連するのですが、回数が増えれば評価が上がった、実績が上がったという一般的な捉え方ですね。もっと大事なものは中身です。数も大事ですけども、中身を積み上げてやっていくという、そういった仕組みは他にはありますか。

事務局／和泉：数字的な伸びがあるというのは評価が上がる要因になってくると思うのですが、内容も見ておまして、内容的に前年度とあまり変わりのないことをやっていて、たまたま数字や人数が上がったというものはB評価としているものもあり、そこは数字が単純に上がったからA評価という判断だけではないと思っております。

柳屋会長：さきほどの病児保育ですね、一応目標を達成していますがB評価となるということですね。場所的に偏りがあるためですね。

事務局／和泉：そうです、29年度までという期間がありますので、その中でもうちょっと充実させられるというのであれば、そこを見て評価と考えていると思います。

武本委員：No.4「(男女共同参画に関する)講座・講演会の実施」についてですが、講座の数自体はわかりますが、何をもとに男女共同参画の視点での講座の数を拾っているという理解をすればよろしいのでしょうか。

事務局／和泉：こちらでは事業内容を3つ分けています。1つ目は男女共同参画週間がありますので、その啓発事業で映画会を毎年恒例でやっています。2段目の講座等につきましては、実績のところ簡単に書いていますが、イクメン講座や就労支援パソコン講

座、今年度で言いますと女性のほめ日記（コミュニケーション講座）という講座をしますが、自分自身をもっと褒めて、力をつけて、どんどん出ていこうというものです。そういった講座を10講座やっております。それらが男女共同参画の視点に基づくものとなっております。その下の女性パソコン講座も就労支援につながる講座となっておりますが、男女共同参画推進課と違う部署がやっておりますので、別枠で出させていただきます。

武本委員：視点としてはどういった視点でしょうか。

事務局／和泉：男女共同参画とか、ワーク・ライフ・バランスなどそういう部分を中心に企画をしております。

武本委員：No.36「女性の悩み相談」ですが、この充足率はいくつぐらいですか。

事務局／和泉：こちらにつきましては、土曜日と金曜日ということで、土曜日は月1回ですが、金曜日は毎週やっております。率で言いますと約7割程埋まっている状況です。最初の頃は、移転して間もなくということで、予約は少なかったのですが、今年度に入りますと、例えば1か月～2か月待ちという状況が見受けられる月もあり、わりと（予約が）埋まってきているように思っております。

武本委員：1か月～2か月待ちというのは、こちらの課でもうちちょっと回数や枠を増やしたりいただくとか考えていますか。

事務局／和泉：そのあたりは急がれるということでしたら、別の相談機関を紹介したり、余裕があり、どうしてもこちらでのカウンセリングが良いということであれば、予定を合わせていただいています。

武本委員：以前お話を伺ったときは、こちらに移転するときは非常に予約数が少ないというお話で、今これだけ増えているということは、広報などしっかりすればもっと埋まる可能性もあるのかなと思うのですが。

事務局／和泉：現状で言いますと、カウンセリングは何回も繰り返しということになりますので、同じ方が何回も継続する形が見受けられます。新しい方が入っていただけるような形で広報など行う方がいいのかなとは思っております。

武本委員：そうですね、広報などや枠の増設を考えていただきたいと思います。法律相談というとまだそこまで踏み込めない方にとって、あるいは、法律の問題ではないけれども、心の問題を抱えている方はたくさんいらっしゃるの、女性の悩み相談というのは、非常に重要であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それからNo.37配偶者暴力相談支援センター機能の充実というところで、これも非常に重要なところですが、男女共同参画センターと配暴センターとの連携体制というのはどのようになっておりますでしょうか。

事務局／和泉：先ほどの女性の悩み相談というのがこちらのセンターであります。年に数回、その相談員と配暴センターの相談員との連絡会議というのをしております。情報共有や、例えば相談に来られた方の了解を得た上でつないだり、双方のやり取りを随時行っております。

武本委員：連絡会議というのは月に1回とかですか。

事務局／和泉：そこまで回数はできてなくて、年に2回程度です。

武本委員：もうちょっとそれを増やしていただいた方がいいかなと思います。

事務局／和泉：それは検討課題ということで把握しています。

武本委員：DV被害者の方を早く救い上げて、助けるためには。

事務局／和泉：タイムリーにお話をさせていただこうと思うと、どうしてもその時その時お話をさせていただき、定例的に話させていただくよりも、必要性があった時に空いている時間を利用して連絡やつなぎをしています。

武本委員：No.38ですが、ここ前回は申し上げましたが、弁護士の法律相談は一般的な法律相談ということで、それはそれでしていただいているんですけども、女性のための男女共同参画の視点からすると、男性の被害者がいらっしゃるはそのとおりですけども、9割が女性の被害者です。前回は言っていたかもしれないですが、DV被害者の方はなかなか公の所には行けなくて、男性と同じ部屋に入るのも嫌という方もすごくいらっしゃいます。そうすると男性弁護士かもしれない、自分の前の相談の人が男性で入れ替わりの時とても気に障るという方がいらっしゃるの、女性のための法律相談を継続的にご検討お願いしたいと思います。

最後になりますが、No.40のDVネットワーク会議の開催ということが書かれていますが、このDVネットワーク会議の中身はどのようなことを議題とされていて、どういったことが行われているか教えていただけますか。

事務局／和泉：DVネットワーク会議につきましては、25年度は実績がなかったのですが、23年に配暴センターが出来まして、役所内の関係機関での連携がいたること、ネットワーク会議を立ち上げています。議題としましては、DVの基本的な研修を行ったり、庁内のコンピューターシステムがありまして、住民票のデータなどを入れて、保険・医療・税などつながっていますが、その中でDV被害者の方、住基支援もそうですが、そういった方が来られた時に、他の課でDV被害者だから情報に気を付けないといけない、という目印・情報をシステムに載せるということがあります。それに対してのどういった取扱いにするかというような議題を持って話し、配慮したということがあります。実績的には最初の研修とシステムの取扱いについての共通認識の2回という実績になっておりまして、本来はもう少しケースに関するような調整やケース会議のようなところも入っていると思いますが、実際はそこまでは出来ていない状況です。

武本委員：参加者というのはどういった方ですか。庁内の職員だけですか。

事務局／和泉：参加者は庁内の職員と、外部で言いますと芦屋健康福祉事務所（の代表者）がメンバーには入っています。

武本委員：私は伊丹のDVネットワーク会議に出させていただいていますが、伊丹市だと警察署も入っています。

事務局／和泉：（警察には）立ち上げの際にお声をかけさせていただいたようですけども、入っていただけるような状況ではなかったようなので、引き続き話をしていきます。

武本委員：あと、医師会と。

事務局／和泉：そうですね。

武本委員：診断書の問題とかもありますし、医者で早期に発見してもらってつないでいただ

くという時に、医者もどこに何を つないでいったらいいのかわからないので、DVネットワーク会議で市がこういうことをしているというのが、医師会からお一人で、その方がどれだけ周知してくれるのかはわからないのですけれども。警察の場合には、非常にひどい警察官もいらっしゃって、単なる夫婦喧嘩として冷たくあしらって取り合ってくれず、被害を大きくしたりというようなことがありますて、そこの啓発もあり、是非警察に入っていただきたいです。DVネットワーク会議はまさに連携をいかにするか、どうしたら早く救ってあげられるか、どうしたら早期発見できるかというそのための会議であると思いますので、それを是非意識していただきたいなと思います。ケーススタディは、典型的な非常に問題があるものはケーススタディしてもらえばいいのですけれども、だいたいネットワーク会議は年に1回とかせいぜい2回で、ケースの問題を臨機応変に扱うには不適切な会議になりますので、ケースについては適宜臨機応変に対応していただくような形でイメージしていただければというふうに思います。

事務局／和泉：このネットワーク会議でいいますと、ネットワーク会議の本体がありまして、その下に専門部会というものを設けております。そういう専門部会は適宜担当者レベルの職員が集まる会議ですけれども、それをうまく回していくという形になります。

武本委員：最後の質問ですが、民間との共同とかいうのは何か考えておられますか。もし考えておられるとしたら、その内容を教えていただければと思います。

事務局／和泉：民間につきましては、私も勉強不足で、そこまで手が広げられていない状況ですので、今後考えたいなと思います。

柳屋会長：少しいいのですか。民間とはどのようなものですか。

武本委員：ボランティアの方、例えば民間シェルターの方を講師に招いて研修してもらうとか、いろいろとあるかなど。

高田委員：先ほどの武本委員のところに関連ですが、ネットワーク会議を開催していないということ自体に開いた口が塞がらないのですが、要領とか規定そういうものはないのでしょうか。

事務局／和泉：開催回数などの規定は作っていません。

高田委員：目的が何で、誰が対象でというネットワーク会議の規定はありますか。

事務局／和泉：設置要綱はございます。

高田委員：設置要綱はあるけれども、回数は書いていない。

事務局／和泉：そうです、何回するということは記載してないです。

高田委員：私が思ったのは、しなかったことを責めるわけではないのですが、なぜしなかったのかということが大事だと思っています。庁内の方でも、困っている人たちはたくさんいると思います。パソコンのこともありましたけれども、今住民票の不開示請求は何件くらいあるのですか。

事務局／和泉：実際の数字までは把握していませんが、年々増えてきているとは聞いております。所管が市民課になるのですが、市民課としてもDVとして住基支援にかけていいのかという方も来られるので、振り分けが大変だというのは聞いています。実際にかけている件数も多いですし、それ以上に申請される方も多いです。

高田委員：申請しても受け付けてもらえない人もいるということですか。

事務局／和泉：例えばDVの理由じゃなくってくる方がいらっしゃいます。そういう意味です。

DVでは受け付けております。借金を抱えていて逃げるために利用しようとされる方がいらっしゃったりしますが、そういったものは断っています。

高田委員：ある市では1週間に5～6件ある、毎年、一年更新ですから、そういうデータも出ています。芦屋市がどれくらいなのかかわからないですけど、私もそのデータを聞いて結構多いんだなというのがすごく印象としてあって、その中で選挙管理委員会であったり、いろんなところと関連するところは、ネットワーク会議は絶対必要なので困っているところは困っている、なぜ開催できなかったのかを聞きたいです。

事務局／和泉：事情としましてはそれほど重篤なケースもなかったもので、未実施の理由にも書かせていただいているのですが、ネットワーク会議という形ではなくて担当者とのやり取りで対応していったというところで、被害者の支援をさせていただいたという状況です。

高田委員：必要性を感じなかったということでしょうか。

事務局／和泉：たくさんのメンバーを集めてのネットワーク会議を開催するというところまでは至らなかったというところではあります。

高田委員：必要性がなかったという判断だったのでしょうか、理由は何でしょうか。理由が何かははっきりしないと、PDCAサイクルが回らないということがあります。なぜ実施しなかったのかがあって、だから次はどうするのかということがあがってくると思うので、私は要領や規定の中で書いていなかったことで落ちてしまったということがあるのかなと思うので聞きました。

事務局／和泉：規定がなかったというよりは、(開催)する必要性がなかったという判断です。

中山委員：私は昨年この関連で質問したことがあるのですが、担当者間の連絡会議で済ませていると聞きました。それで用が足りているということですか。足りない部分があると思います。そういうことを認識された方がいいと思います。

事務局／北川：ここに書いてあるとおり、随時必要に応じて関係機関と単独でやり取りして、ネットワーク会議というのはそれぞれの構成というか立場・役割分担そういったことをみんなで集まって認識し合うということが一番大事です。それができていない。随時やっていくことで1対1ではわかっている位置関係というのが、全体で集まった時にどう自分たちの位置があるのか、こういった会議をしないと自分たちの位置関係が認識できないと思いますので、そういった意味での開催が必要ということですね。

武本委員：強制的に集まることによって課長の意識も変わるということもありますし、現場の方々が一生懸命頑張っているけど課長の理解がないと外されますから。DVネットワーク会議ではいろんな課長が集まって住居の問題、生活保護の問題、支援の問題とか市民課の住民票の問題に対して、これからは気を付けてくださいなど、警察の方や我々も出席して意見を言う、その過程の中でいろいろ報告をしていただく。そうすると皆さん真面目なので報告しないといけないとなると意識が全然違いますから。そういう公の場で責められないようにというものもありますし責任感もありますので、個々の

ケースではなくて強制的にDVネットワーク会議を開くということの意義は非常にあると思います。この計画をみると、回数もいろいろあって、予算も決算も一部紹介していないのがありますが、ほぼ紹介していただいているように思います。全部が全部しようとするとう限界もありますし、難しいと思いますので、重点的な項目についての内容をある程度詰めていただいて、その回数なんかも大事ではありますが、内容の充実を意識していただきたいと思います。

辻原委員：相談の関係で、女性の悩み相談の一時保育を私が受け持って担当することもあるのですが、時々キャンセルされているので、その人がまた相談にいらっしゃるのか、それ以上深くは追えないのか、相談に来ている方は、行きたいけどいけないというのがあると思いますので、そういった声を拾ってあげたいと思います。

事務局／和泉：大概の方は予定があわないため日程変更の連絡があり、別の日でお取りいただいております。

高田委員：(No.37の)電話相談のところですが、週2回だったのが週3回になって、それは努力されていると思います。件数が増えたということですが、何人から何人に増えたのでしょうか。

事務局／和泉：電話相談ですが、平成23年の11月から事業を開始していて平成23年度は21件、24年度は91件、25年度は290件となっております。

高田委員：ありがとうございます。すごい増え方で3倍ですよ。回数も1週間のうち1回増えているということで、広報なども功を奏していると思うのですが、それだけ潜在していた人がいたということだと思います。その人たちを見られたということで、本来は毎日というところですが、この実績を基にしてまだまだ多分潜在している人がいる、この日は電話ができない、電話をしようとしても夫がいてできなかった、受話器を持ったけれども電話する勇気がなかった、明日はしようと思ったけどその日は(電話相談を)していなかった、というような人たちはたくさんいらっしゃると思うのです。それが(週)1日増えて件数が3倍増えたという大きな実績を基にしながら、さらに芦屋市に潜在的にいらっしゃる電話をしたいけれどできないという状況の人たちへの対応は今後検討する必要があると思います。

柳屋会長：290件というのは合計ですか。

事務局／和泉：合計です。実際人数にするともう少し少ないのですが、お名前名乗られない方などおられますので。

中山委員：関係するところでいいですか。DV相談室には専任の方が何人かおられるのですか。

事務局／和泉：相談員が2名おります。

中山委員：毎日出勤ですか。

事務局／和泉：週29時間と決まっておりますが、交代で休みを取る形にしています。

中山委員：ということは1日フルタイムにはならないのですね。

事務局／和泉：今の状況で言いますと、必ず一人はいる状態にはしています。

中山委員：そういうことでしたら、私は高田委員と同じ考え方なのですが、緊急性や自分の都合がつくときしかできないと思います。そうすると行政に対する信頼度につながっ

てくると思うのですが、電話がいつでもできるという体制を早くされた方がいいと思います。

事務局／和泉：人員の体制，受ける側の体制というのも必要ですので，これ以上増やせるかどうかというところは十分検討しきれていない部分ではございます。

中山委員：もう1つ大事なのは，先ほどのところで連絡会議をすることによっていろんな部署の方と情報を共有できるので，DV相談室だけに負担をかけず，様々な方からどこかで拾ってもらえる，こういう体制で臨むのも行政の仕事ではないかと思います。

もう一つ，No.6「男女共同参画推進条例趣旨の啓発」とありますね。市立中学校の1年生に概要版を配布しましたと。これは具体的にどのようなことをされているのですか。難しい条例の文章のままではないですよ。

事務局／和泉：そのままではないです。中学生用にイラストなどを入れて，もっと優しくわかりやすくした言葉で，折った形の小さいリーフレット（概要版）にして，それを中学校1年生の子どもにお配りするという形にしています。

中山委員：それは先生が説明して配るのですか。

事務局／和泉：保護者宛にお手紙をつけさせていただき，先生にもこういう趣旨のものでとお渡ししているのですが，家庭に持って帰ってもらって，保護者の方もお子さんご家庭で見ただけという形にしています。

中山委員：他にも通じるのですが，せっかくこういった啓発活動を進めるなかで，できればまず配布されました，持って帰って保護者の方がその説明を読みました，読んでしまったところで終わってしまうのですね。非常に難しいかもしれませんが，子どもさんと保護者の方が話し合いをして，その感想文を学校へ持っていくと。そのような工夫もされてはどうかと思います。そうすると配布の効果が少しでも上がるのではないかと思います。1つの提案です。

高田委員：今の関係で，伊丹市で行っているのが川柳を書いてもらって懸賞の感想文を出します。市がそれを表彰するというのをされていて，結構いい川柳がたくさん出てきて，みんなでそれを読んで高校生や中学生が表彰されていました。おっしゃられていたような活用を，配ればいいということではなくてそれをどう活用してもらうかですね。

事務局／和泉：よくあるのが夏休みの課題に絵など宿題に入れるなどですね。そういった形で募集をして採用した形ですね。

高田委員：学校で短歌を勉強するときこの題材でやって欲しい，表彰してということであれば，また実施する。伊丹市は市長が直接表彰していました。懸賞もぬいぐるみか何かももらっていました。企業に協力してもらったりすると，企業イメージも上がっているかと思います。配ればいいというものではないということです。

柳屋会長：概要版はこの審議会でも検討しましたね。たしかその時のイラストは中学校から募集して選んで載せるということをしましたね。

事務局／和泉：今の概要版はそういう形で表紙のタイトルとイラストを載せています。

柳屋会長：たしか男性が掃除した絵ですよ。そのようなことを続けていただければ。

事務局／和泉：概要版の在庫が随分と少なくなってきましたので，増刷ということも考えないといけない時期にきています。考えているのがリニューアルということで，前

回イラストを描いてくださったお子さんも大きくなっておられると思うので、またイラストなど募集してもいいのかなと考えています。在庫の関係から言いますと、リニューアルの時期が27年度くらいとっておりますので、それにあわせてまた考えていきたいと思っております。

船橋委員：就労支援のパソコン講座をしておりますが、兵庫県では在宅ワーカー支援ということで、パソコンができる方を在宅で仕事を探すという事業をやっているのですが、そういうのは芦屋市では行わないのですか。在宅で仕事をしたいという方もいらっしゃると思っております。

事務局／和泉：在宅という形ではないのですが、こちらのセンターのパソコン講座の期間中に1日だけ県と共催で就労支援の相談ということで相談員に来ていただき、パソコン講座を受講している方に限らず、就労につなげていくという相談もしております。在宅は行なっておりません。

船橋委員：(県は)在宅だけではないのですが、そのまま勤めてもいいという方の世話をするとかそういった事業もしております。それともう1つ、(No.22)「ファミリーサポートセンター事業」とありますが、これはどのようなことを実施しているのですか。

事務局／和泉：ファミリーサポートセンターというのは、子育てのお手伝いをしたい方と、お手伝いして欲しい方が会員になり、お手伝いして欲しい方のところにお手伝いしたい方が手伝いにいくという事業です。これは社会福祉協議会が実施しております。

船橋委員：東京で子育て支援のグループがあって、急に下の子どもが病気になったから上のお子さんを保育所に連れていけないとか、そういったときは近所のグループの方が、その間みているという事業をしているグループがあります。子どもを預けるということが難しいので、事前に知り合うような機会を作って安心してこれならできるというのを、1時間500円くらいの会員制のシステムで、きめ細やかなシステムになっていると聞いております。

事務局／和泉：それと同じ制度になっています。事前に登録していただいて、マッチングと言いまして、面談もしていただいております。

高田委員：No.31「育児休業、介護休業制度の普及促進」というところですが、昨年の芦屋市職員の男性の育児休業・介護休業の取得割合はあがっているのでしょうか。

事務局／和泉：該当者はありません。

中山委員：対象者はいるのでしょうか。

事務局／和泉：対象者はいるのですが、該当者はありません。数年前には1人いました。

中山委員：育児休業というのは何日間いただけるのですか。

事務局／和泉：最高1年間です。

中山委員：給料の保証はあるのですか。

事務局／和泉：ありません。ただ、共済組合から(育児休業手当金が)6割ほど出ます。

中山委員：給料が減るのでこれからの企業としてはこれを考えていかないといけない。関連して言いましたら、介護の人と子育て世代はちょうど重なってきていますし。

柳屋会長：昨日厚労省の発表がありました。育児休業の取得者が減りましたね。市職員の方は取りやすいのではないかなと思うのですが。

中山委員：市役所では取りにくいのですか。

事務局／和泉：取りやすいか取りにくいかは部署によるところもあります。

高田委員：一応具体的施策の中にありますし、やはりワーク・ライフ・バランスの関係上、男性も女性も育児・家事をというような共同生活と考えますと、市の職員が取れないとなると一般企業はとれないです。そういうことを考えるとリーフレットなどで全職員に制度を周知することだけでいいのかということですか。平成26年度はどう考えればいいのかということですね。

事務局／和泉：取れないという状況ではないのですが、なかなか取っていただけない状況です。制度があるということはみんな知っているのですが。

高田委員：今回見させていただいてすごく頑張っているように思っています。審議会での女性の登用率もこのあたりでは一番高いだろうなと思う一方で、こういう話が出て、アンビバレントになっているので、しっかりと原因は何なのか、取らないのか取れないのか、そのあたりはどうなのか。上司がとることに対して思いがあるのか、環境が悪かったのか、取りたいけど取れない人たちがいるならば、何らかの工夫が必要だと思っています。取りたいけど取れないという人たちは3割くらいいます。ですから、その人たちが声をあげられないのであれば、今後どう改善していくのかということを考えればリーフレットだけの問題ではないと思いますので、是非検討してください。

中山委員：組合との労使との関係はどうなっていますか。推進しやすいですか、しにくいのですか。

事務局／和泉：ワーク・ライフ・バランス休暇というのがありまして、育児休業とは別なのですが、仕事だけではなくて家庭生活も大事にするようにという休暇制度もあるのですが、それをどんどんとりましょうということにはなっております。

中山委員：制度があっても先ほど言いましたように、やはり雰囲気というのが一番強いと思います。やはり取りにくい。仕事がなくなったりなどいろいろとあると思います。

高田委員：あと、もしよろしければ、育児休業だけではなくて芦屋市独自の育児・妊娠・出産に関する休みの制度があるのではないかと推測するので、有給のそういった制度が他にあるのであればそういったものもデータでいただくと、おっしゃられるように給料が出ないものに関しては取れなかったりとかそれが昇進の妨げになったりという思いもあるけれども、有給で4日くらい取れたり1週間くらい取れたりすることもあると思いますので、そのあたりを包括して見えるようにしていただくと判断もしやすいと思います。

事務局／和泉：所管の方と調整させていただきます。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

岩尾委員：No.59で、市民参画課が主催しております地域ひろばというものを25年度に3か所、26年度に10か所、私たち自治会連合会のブロックがありまして、各ブロックごとに1回行いました。その主な内容としてはここにありますように、緊急・災害時要援護者台帳、これを民生委員の方が調べて役所で整備したものを自治防災組織に提出し、災害時に援護が必要な方の名簿を自治会に提示する、という趣旨の説明会を

地域ひろばでひととおり終わったわけですが、なかなか自治会の中で温度差がありまして、1回の説明でそれじゃあ自治会でも、というところまで至っていません。この問題を男女共同参画の立場で評価するというのは難しいですが、自治体の中で男性だから女性だからという観点からは捉えにくいと思います。従いまして、周知徹底ができたということでB評価になっていると思います。この問題を男女共同参画の視点で捉えんとするならば、自治会に男性だけではなくて、女性も大いに参画していただこうと思います。それから防災、避難計画等に女性の観点から意見を言っていただい取り込もうという、これはNo.59に具体的に載っておりますが、そういう面で今後男女共同参画の審議会委員の立場としては、要援護者を見つけて面倒を見なくなった時には女性も大いに参画していただこうと思います。これは時間がかかるとは思います、市の各関係機関で地道に各自治会に丁寧な説明をしていくことになると思います。ですから、男女共同参画の立場で評価するというのは難しいのですが、そういう面を強調して所管に説明していただきたいと思います。

柳屋会長：以前審議会では妊産婦を把握するべきという意見が出ていましたが、そのあたりのことですね。

事務局／和泉：防災計画の推進はNo.59で、こちらにつきましては計画の見直しの時に女性に配慮した女性のための避難所の運営というものを盛り込んだ形で文章化しておりますので、そのあたりも徐々に広がっていけばいいかなと思います。

柳屋会長：災害が起きた時、妊産婦の方がどういうところにおられるのか、どのように情報提供すればいいのかなど、実際のところはどうでしょうか。

事務局／和泉：名簿もそうなのですが、実際逃げて避難して来られた方がどのように避難所で安全に過ごしていただくかということもありますので。

武本委員：トイレの関連であったりとか洗濯物であったり女性に対する配慮というのを意識した上での、名簿を作成ができるのでしたら妊産婦さんの台帳管理、その先の視点、人権に配慮した対応ということも含めて考えるというのかなと思います。

岩尾委員：日頃の見守りという観点から言いますと、女性の視点というは大いに役立つと思います。災害時になると男女分けて考えないと難しいのですが、女性の日頃の見守りについての意見は大いに参考になります。

柳屋会長：ありがとうございます。少し時間が限られておりますので最後何かよろしいでしょうか。それでは本日ありましたご意見を参考に進めていただければと思います。

もう一つの議題の方に進めさせていただきます。DVの暴力対策基本計画が平成23年度に7年計画で策定され、今年でちょうど中間の年になり、評価をする必要があると。中間報告のための評価基準を決める必要があるということで、この点について検討していただければと思いますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局／和泉：資料4と計画書を合わせて見ていただきながら、お話をさせていただきます。平成23年3月にDVの基本計画が23～29年度までの7年計画で策定されております。こちらの計画書の中を見ていただきながらお話をさせていただきたいのですが、この冊子を作成するにあたり、国や兵庫県、市の取組も考え、現状分析も含めて課題を抽出しました。冊子の22～23ページをご覧くださいと思います。課題の中

から計画の体系，基本方針，基本目標を設定いたしました。5つの基本目標を設定した中で施策を順次決めていっているのですが，この冊子の24ページ以降に施策の展開ということで，それぞれの基本計画ごとに施策を掲載している状況になります。例えば見ていただきたいのですが，「基本目標1 相談機能の充実」と大きな目標があり，その下に個別の目標として「(1) 安心して相談できる体制づくり」というのがあり，そこに「①配偶者暴力相談支援センター機能の整備」，「②被害者の状況に応じた専門相談体制の充実」，順次5つこういった基本施策というのを設定しています。さらに基本施策に対する内容と区分，新規事業なのか継続させていく事業なのか，充実させていく事業なのかという区分と，その事業を行う目標の期間というのを設定しております。この目標期間につきましては欄外に「※目標期間」と説明書きを入れさせていただいております。短期は「早急に着手し，継続して取り組むもの」，中長期は「計画期間内を通して，できるだけ早期に取組を進めるもの」という形で期間を挙げております。この短期の基準ですが，審議会の中でおおむね3年くらいを目安にということを出ていたと思いますが，そうしますとちょうど23年度からスタートし，25年度になります。今年が26年度になりますのでちょうど短期の部分の評価，いったいどこまで進んでいるのかというところの確認を今年度にするのがいいのではないのかと考えており，一旦26年度中に23年度から25年度までの実績についての評価を行い，最終29年度の計画が終了する段階で30年度に最終評価する2段階になるのかなと考えております。2段階なのですが，この計画自体が29年度で終了となりますので，次年度の計画，30年度以降からの計画を策定する作業が29年度に入ってくる形になりますので，29年度においては仮評価ということで28年度あたりくらいまでの評価をいったん出した上で，次の計画につなげていく必要があるのかなと思いますので，3回くらいの評価がいるのかなと考えております。今回ご意見いただきたいのは，この評価をするにあたっての区分と目標期間を比べ，基準というのを事務局で案を書かせていただいたのが資料4になるのですが，この案をベースに不足の部分もありますので，こういったことをした方がいいのではないかと，などご意見を頂戴できればと思います。ご審議よろしく申し上げます。

次に資料4についての説明です。評価基準につきまして区分及び目標期間の組み合わせとありますが，こちらは先ほどの冊子で見ていただきましたものです。区分的には「新規」と「継続」と「充実」の3つの区分で事業を分けております。目標期間としては，新規のものは「短期」と「中長期」，継続の事業は計画の期間全てですので期間という形では挙げていません。充実の事業につきましては新規と同じように「短期」と「中長期」，この5パターンが事業としてはあるのですが，こういう事業について評価をどのようにしていけばいいのかという案が2番目の評価基準（案）の設定ということで，行動計画と同じように3段階評価ABC評価で分けてみました。A評価の基準としましては，目標期間内に区分を達成できた場合。これに関しては問題ないかと思えます。B評価に関しては区分「継続」の事業を継続した場合。C評価につきましては目標期間内に区分を達成できなかった場合，区分「継続」の事業が継続できなかった場合に振り分けさせていただいておりますのが案です。

柳屋会長：今ご説明がありましたように、基本計画の内容として中間の評価をするということで、その評価基準をABCということですが、何かご意見があればお願いします。

高田委員：期間を決めて評価をするということはいいと思いますが、これをしてどうするのか、そこがわからないので教えていただきたいと思います。例えばこれがBだったりCだったりすると、どうするのか。

事務局／和泉：今回は中間での評価で、まだ後半部分がありますので、中間発表は進捗管理の一つと見られるのかなと思います。A評価であれば最終年度までA評価を続けなければならないですし、B・C評価など目標に達していないものについては後半年度に力を入れていかないといけないという目安になるのかなと思います。一旦中間での評価、そして後半期に向けての目標を再設定だと思えます。

高田委員：今気づいたのですが、毎年はしていなかったんですね。

事務局／和泉：はい。

柳屋会長：DVに関しては基本計画に含まれているので、その部分のさらに細かい評価ということですね。

事務局／和泉：そうです。

中山委員：中長期の長期というのはどれくらいを考慮されるのですか。10年とか20年とかですか。

事務局／和泉：この計画自体が7年計画ですので、最高7年です。7年間かけてただただするのかというと、そうではなくて、できるだけ早めにとということです。

中山委員：長いもので最終の目標はどこに書いてありますか。

事務局／和泉：それは事業の内容を実施するということになります。

中山委員：単年でやりながら次の目標を目指すのか。これが最終の目標というのは具体的にどこを見ればわかるのですか。

事務局／和泉：具体的な事業の目標という形ではここに出されていないのですが、この内容の部分がきちりとできているということが目標になるのかなと思います。

中山委員：これをある一定期間区切って行わなければ、それから以後日常的に業務でできないのですか。それが最長7年ですよ。それを前提にしてこれを考えないといけませんよね。今おっしゃったように毎年行いますし。

もう1つ大事なところは、C評価は継続の事業が継続できなかったと書いてありますね。できたもの、できなかったもの含めてなぜできたのか、なぜできなかったのか、そしてそれからどうしようという、ABCの言葉だけではなくて、なぜできたのか、なぜできなかったのか、できなかった場合だけではなくてできた場合も両方なぜかという評価を行って欲しいと思います。

事務局／和泉：実績報告書を作成することになると思うのですが、イメージ的にはこの行動計画と同じように、評価だけではなくて理由も書かせていただこうかと思っております。

柳屋会長：所管評価のところを2段階ですということですか。

事務局／和泉：同じような形になるかなとは思っています。

柳屋会長：中長期というとちょっとずつよくなる、という場合でも最終的に目標に達してい

なかったらCになるのですか。

事務局／和泉：期間内にできたかできなかったかというのが最終となります。最終的にできていなければ前進していても、それはCとなるかなと思います。

柳屋会長：今回の中間評価の段階で、(例えば)100が目標で、最初20だったのが30、40、50になっても100にはなっていないければ、中間評価ではC評価になるのですか。

事務局／和泉：そうですね。そのあたりを勘案しますと、他の部分での判断がすごくぶれてくると思うので、その基準を一定にした方がいいのかなと思います。

中山委員：7年計画の3年で中間評価ですよ。3年で3割の期待を出したと。それは100でいいのではないのですか。3割しかできていないけれども、そうしないとやっている人が評価されないということで大変だと思います。

柳屋会長：進行管理調書をご覧いただきたいのですが、評価基準のAのところ、「計画時の目標以上に達成できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られ…」とありますが、DVの方にもこちらを導入した方がいいのではないのでしょうか。

高田委員：提案として会長がおっしゃったことに私も同感で、今回の①の目標期間内というのは3年の短期ですよ。短期で達成できたかどうかというところですが、中長期でもおっしゃられるようにやっちはいるということがあるので、CのAとか、全然してなくて達成できていないのであればCのBなど、Cの中で2つに分ける方法は難しいでしょうか。目標期間内に目標を達成できないけれども、前年度に比べて進捗としては進んでいるというのをCのAとして、まったく手をつけていないのがCのBにすると少し見えやすいのではないのでしょうか。

事務局／和泉：あとで全体での把握をするときに細分化をすると振り分けが難しくなります。

高田委員：見るときにCと見ると何もしてないのか、とってしまうというか、努力されているのにそういった評価でない方がいいのではないのでしょうか。

事務局／北川：目標は達成していないけれども、階段を上がっているのを見えるようにするということですね。

高田委員：そうですね。集計としてはCに評価されれば良いと思うのですが、7年かけてやっていることを厳しいのかなと思ってしまいます。

柳屋会長：そこは少し中身を検討していただいて。

事務局／和泉：今問題になっているのは、中長期の事業に対してどうするかというところで、最終時点で評価すべきところを、一旦中間ですべて評価しようとなっていますので、その部分を中間評価についてはちょっとこちらで考えさせていただきたいと思います。

事務局／北川：中長期だけまだ先が残っていますので。短期は決まっています。

柳屋会長：そうですね、少し検討いただいて。

事務局／和泉：例えば短期で実施する新規事業があり、それが短期では実施できていなかったけれども、中長期年度内でできたという場合、どのように評価しようかというのがあります。短期にしないといけないものだったのですが、間に合わなくて、ただその後できたというようなものについてはどう評価をすればいいのかなと思っています。

柳屋会長：次年度に持ち越されるという状態ですね。

事務局／和泉：そうです、平成25年度までにしないといけない事業が（例えば）27年度になってしまったと。計画自体は29年度までなのですが、目標期間を超えた事業で計画年度内には終わった事業について、評価をどのようにしようかと思っています。

柳屋会長：25年度が27年度になったと。

事務局／和泉：最初に短期の期間で実施する予定のものが結局ずれ込んで27年度になってしまったというような場合のことです。

柳屋会長：中間報告はC評価ですけど、最終報告ではA評価で報告でしょうか。

事務局／和泉：それでよろしいでしょうか。それでは当初目標を達成できていなかったけれども、最終達成できたのでA評価ということにさせていただきます。

柳屋会長：その他ありますでしょうか。それでは検討事項が残りましたが、お願いいたします。

事務局／和泉：中長期につきましては検討いたします。

柳屋会長：それでは事務局から他に何か連絡がありましたらお願いします。

事務局／和泉：本日はお忙しいところありがとうございました。今回の審議会でも出ました、配偶者等からの暴力対策基本計画の評価について、今年度もう一度お集まりいただきご審議いただきたいと思います。日程調整ですが、だいたい12月から1月年始あたりで調整をしていただきたいと思いますので、事前になりましたらメール・文書等でご連絡差し上げます。日程調整のご協力お願いいたします。以上です。

柳屋会長：それでは本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

＝閉会＝